

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和2(2020)年6月1日号）

【今月号の内容】

《新型コロナウイルス感染症関係》

- 雇用調整助成金相談窓口の開設及びアドバイザー派遣を実施します
- （中小企業事業主向け）新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談会について【栃木県】
- 新型コロナ感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置について【栃木県】
- 新型コロナ感染症の影響による特別相談窓口を開設【国・栃木労働局】
- 【助成金】県内中小企業のテレワーク導入に対する助成（とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金）について

《その他》

- 令和2(2020)年6月から大企業においてパワーハラスメント対策が事業主の義務となります
- 令和2(2020)年6月から「プラチナえるぼし」の認定が創設されます
- 県内の建設工事業者の皆様へお知らせ
- イクメン応援講座（全3回）
- 令和2年度「全国安全週間」

雇用調整助成金相談窓口の開設及びアドバイザー派遣
を実施します

県では、雇用調整助成金等の申請に当たり、御不明な点などに専門のアドバイザーがお答えする相談窓口を開設しています。また、専門のアドバイザーが直接各事業主に訪問し、相談や申請書類作成のお手伝いをさせていただきます。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/koyoutyouseijyoseikinkatuyou.html>

（お問い合わせ先）

労働政策課 雇用対策担当 TEL：028-623-3224

（中小企業事業主向け）新型コロナウイルス感染症の

影響による労働相談会について【栃木県】

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態となっていることを踏まえ、栃木県社会保険労務士会と連携し、雇用調整助成金の対応を始めとする労働相談全般の個別相談会を実施しています。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/sharoushiroudousoudankai.html>

新型コロナ感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置について【栃木県】

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により就労に関して影響を受ける又はその恐れがある労働者を支援するため、特別相談窓口を設置しています。

労働者向け特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/advice/shigoto/roudou/gd0505011.html>

新型コロナ感染症の影響による特別相談窓口を開設【国・栃木労働局】

栃木労働局では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。

・特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00092.html

・新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

はこちら（↓）を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00007.html

【助成金】 県内中小企業のテレワーク導入に対する助成（とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金）について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省が実施する働き方改革推進支援助成金を活用して新規でテレワーク機器の導入・運用等を行う中小企業に対し、上乗せ補助を行います。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/teleworkhozyokin.html>

令和2(2020)年6月から大企業においてパワーハラスメント対策が事業主の義務となります

パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針等の改正の施行により、令和2(2020)年6月から職場におけるパワーハラスメント対策が大企業事業主の義務となります。（中小企業は令和4年4月から義務化）

また、同様にセクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントへの対策も強化されます。

・リーフレット「2020年(令和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」
はこちら（↓）を御覧ください。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/pawahara_kyoka.pdf

・ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

令和2(2020)年6月から「プラチナえるぼし」の認定が創設されます

令和2(2020)年6月から、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定(女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されます。

詳しくはこちら(↓)を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000634462.pdf>

県内の建設工事業者の皆様へお知らせ

「男女生き生き企業」認定の新たなメリットが増えます。

「男女生き生き企業」の認定を受けると、令和3(2021)年度から、栃木県建設工事入札参加資格の技術評価点数が加点になります！

詳しくは「ウーマンナビ」(↓)を御覧ください！

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=964>

イクメン応援講座(全3回)

仕事も子育ても頑張りたいパパとママを応援！パートナーと一緒に、産後ケアや子育てについて考えたり、パパと子どもで休日ご飯作りを体験します。

※希望の回のみ参加も可能です。

●開催日 ①7/18(土) ②8/22(土) ③9/26(土)

●時間 ①②10:00~12:00 ③10:00~13:00

●会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター

●対象

①②子育て中・出産を予定&希望しているカップル

(パパのみ、ママのみの参加も可) 子育て支援者等
③父子又はパパのみ 子ども 年長～小4年生くらいまで

●定員 ①②30名 ③10組20名

●受講料

①②無料 ③別途材料費パパ300円・子ども200円

●申込締切 ①6/23(火) ②7/28(火) ③9/1(火)

※この講座の保育料は200円です。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.parti.jp/kouza/index_10.html

(お問い合わせ先)

(公財)とちぎ男女共同参画財団 028-665-7706

令和2年度「全国安全週間」

労働災害による被災者数は長期的には減少しており、令和元年については、「死亡者数」、「休業4日以上之死傷者数」(以下「死傷者数」という。)は共に前年を下回る見込みですが、死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標(※)達成に向けては、更なる取組が求められています。

※死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

厚生労働省では、7月1日から7日までを「全国安全週間」、6月1日から30日までを準備期間として定め、安全な職場環境を維持するため、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を深め、安全を維持する活動の定着を図る機会としています。

令和2年度「全国安全週間」スローガン

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善
リスクの低減」

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10181.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎと
ちぎ通信配信停止」と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225